高校・大学進学を支援

学習塾等受講料・学校受験料を無利子で貸付　入学すれば返還免除

受験生チャレンジ支援貸付相談窓口では、中学3年生・高校3年生等の受験生がいる世帯に対し、学習塾・受験対策講座等の受講費用や高校・大学等の受験費用を無利子で貸し付けています。貸付条件など制度の詳細は、お気軽に電話でお問い合わせください。

【人】次のすべてに該当し、中学3年生、高校3年生等のこども（20歳未満）を養育している方
○世帯の生計の中心者
○世帯収入が一定基準以下である（給与収入・年金収入がある場合は表1、事業所得等がある場合は表2参照）
○預貯金等資産の保有額が600万円以下である
○土地・建物を所有していない（現在住んでいる住宅・土地については除く）
○貸付対象者および養育しているこどもがともに都内に1年以上居住している
○生活保護世帯でない
○本資金の連帯保証人になっていない
○他の公的資金の返済を滞納していない
※その他、連帯保証人等の条件あり

【貸付金の対象範囲・金額】
○学習塾等受講料：学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室にかかる受講料。中学3年生・高校3年生等ともに20万円まで（上限）
○受験料：高校、大学、専修学校、各種学校の受験料。中学3年生は2万7千4百円（1回あたり上限2万3千円・4回分まで）、高校3年生等は8万円（回数や1回あたりの上限なし）

【返済の免除】こどもが高校、大学等に入学した場合は貸付金の返済が免除になります。

【受付時間】平日午前9時～正午、午後1時～5時

【問】受験生チャレンジ支援貸付相談窓口（区役所2階福祉事務所入口すぐ、保護第一課隣）
☎(3647)9660
FAX(3647)9663

表1　総収入の目安
（平成31年1月～令和元年12月分）

世帯人数	総収入/給与収入等（年間）	
	一般世帯	ひとり親世帯
1人（単身）	1,797,000円	1,797,000円
2人	2,717,000円	3,018,000円
3人	3,343,000円	3,788,000円
4人	3,864,000円	4,415,000円
5人	4,415,000円	4,832,000円
6人	4,983,000円	5,412,000円

※収入から家賃（一定額）を控除できる場合があります。詳細は窓口へご相談ください。

表2　総所得の目安
（平成31年1月～令和元年12月分）

世帯人数	総所得/事業所得等（年間）	
	一般世帯	ひとり親世帯
1人（単身）	1,078,000円	1,078,000円
2人	1,722,000円	1,933,000円
3人	2,160,000円	2,850,000円
4人	2,551,000円	2,992,000円
5人	2,992,000円	3,325,000円
6人	3,446,000円	3,789,000円

特定不妊治療費の一部を助成

「東京都特定不妊治療費助成事業」の承認を受けた夫婦が対象

こどもを望んでいるにも関わらず、不妊に悩む夫婦は少なくありません。区では高額な不妊治療費の一部を助成することにより、夫婦の経済的な負担を軽減します。

【対象者】次のすべてに該当する方
○申請日から一年以内に「東京都特定不妊治療費助成事業（※）」の承認を受けた夫婦
○申請時に江東区に住所を有している
○他の区市町村から特定不妊治療費助成を受けていない
※「東京都特定不妊治療費助成事業」の対象要件
・特定不妊治療以外妊娠の見込みが無いまたは極めて少ないと医師が判断した
・前年の夫婦合算の所得額が905万円未満であること（ただし、平成31年3月31日以前に開始した「1回の治療」は730万円未満）
・指定医療機関で特定不妊治療を受けた
・治療開始時の妻の年齢が43歳未満

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い年齢要件、通算助成回数、所得要件について時限的措置があります。
詳細は東京都ホームページ（HP https://www.fukushiho ken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/josei/funin/index.html）を参照してください。

国民健康保険

人間ドック受診費の一部を助成

被保険者の健康の増進を図るため、特定健康診査の代わりに人間ドックを受診した場合、受診費用の一部を助成します。

【人】40歳以上の江東区国民健康保険被保険者

【助成額】
4月以降に受診した人間ドック受診費用のうち、8,000円を上限とし、1人につき年度内1回の助成

【申請期限】
令和3年3月31日（水）まで

【助成要件】
○受診する年度において40歳以上である
○人間ドック受診日時点で74歳以下である
○受診した年度内に特定健康診査を受診していない
○申請日までに、納期の到来している保険料を完納している
○指定する検査項目の結果の提出がある
○受診結果において特定保健指導の対象となった場合、指導を受けることに同意する

【助成内容】特定不妊治療のうち、医療保険が適用されない治療費

【助成額】東京都で承認された特定不妊治療の医療費から、都の助成額を差し引いた実費額（限度額10万円）
必要書類等は左記申請場所へお問い合わせください。

【申請場所・問合先】
保健所保健予防課保健係
☎(3647)5906
FAX(3615)7171
城東保健相談所
☎(3637)6521
FAX(3637)6651
深川保健相談所
☎(3641)1181
FAX(3641)5557
深川南部保健相談所
☎(5632)2291
FAX(5632)2295
城東南部保健相談所
☎(5606)5001
FAX(5606)5006

【申請時の持ち物】
印鑑（スタンプ印は不可）、受診結果、領収書（原本）、国民健康保険証

【申】受診した人間ドックが助成要件に該当するか区ホームページ等で確認のうえ、医療保険課（2階6番）にある申請書等（区ホームページからも入手可）に記入し、窓口で
※出張所および郵送での受付はできません。また、水曜夜間、日曜の受付は行っていません

【問】医療保険課医療保健係
☎(3647)8516
FAX(3647)8443

人権週間に向けて 4

～インターネットによる人権侵害～

急速に情報化する社会

さまざまな分野で急激に情報化が進展している現代においては、スマートフォンなど通信機器が急速に普及したことにより、いつでもどこでもインターネットに接続できるようになっています。インターネットは私たちの日常生活をはじめ、学校・仕事などあらゆる場面で大きな存在となりました。

ネット上で拡大する人権侵害

しかし、このような機器の利便性や、情報が瞬時かつ広範に伝わる特性、匿名性などから、インターネット上ではプライバシーの侵害や名誉棄損等が頻発し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

プライバシーの侵害としては、掲示板等に他人の写真や動画を無断で公開するといった事件が多発しています。他方、SNSに投稿した自分の写真の瞳に映った景色から、住所を特定されて犯罪に巻き込まれた事件の報道もありました。インターネットでの情報発信の際は、自分や他人の個人情報を漏えいさせていないか、細心の注意が必要です。

また、特定の個人を中傷する投稿が大量に行われる、いわゆる「炎上」事案が横行しています。最近では、テレビ番組での言動に対する誹謗中傷により、出演者が自殺に追い込まれるという痛ましい事件が起きました。災害や新型コロナウイルス感染症等の社会不安に起因するデマの流布や、心無い投稿も深刻な問題となっています。

これらは個人が簡単に行える行為である一方、重大な人権侵害です。決して許されません。

画面の向こうにも人がいます

人権を侵害する投稿に対しては、いわゆるプロバイダ責任制限法に基づき、被害者がインターネット接続業者（プロバイダ）に投稿の削除や発信者情報の開示を求めるなどの対応が行われています。

インターネット利用時には利便性を享受するだけでなく、誰かを傷つける可能性がないかをよく考えてから投稿するなど、画面の向こうには人がいることを意識して、人権への配慮を心掛けることが大切です。

【問】人権推進課人権推進担当
☎(3647)1164
FAX(3647)9556

新型コロナウイルス感染症

感染リスクが高まる「5つの場面」リスクを下げる工夫の徹底を

国の新型コロナウイルス感染症対策分科会において「感染リスクが高まる「5つの場面」の提言がありました。会食時は感染リスクを下げる工夫を行うとともに、引き続き手洗い・換気・マスク着用や三密回避など、感染対策の徹底をお願いします。

5つの場面
○飲酒を伴う懇親会等
○大人数や長時間におよぶ飲食
○マスクなしでの会話
○狭い空間での共同生活
○居場所の切り替わり（休憩室・喫煙所等）

［感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（抜粋）］
○飲酒は少人数・短時間で、なるべく普段一緒にいる人と、深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で
○箸やコップは使い回さず、一人ひとりで
○座の配置は斜め向かいに（正面や真横はなるべく避ける）
○会話する時はなるべくマスク着用
○体調が悪い人は参加しない

建物の新築届・名称変更届

住居表示の届出は郵送で手続可能

建物の新築届

建物を新築したときは、住所（住居表示）を決めるための届出が必要です。届出がお済みでないと転入、転居の手続きができません。

書類名	内容
建物等の新築・新設届（新築届）	届書・記載例は区ホームページよりダウンロード可※届書に必要事項を記載
案内図	建物の場所と、周辺の建物名・道路名がわかる地図※隣接建物名がわかる明瞭な地図を添付
各階平面図	建物の大きさや形、主な出入り口がわかる寸法入り図面※20戸以上の集合住宅は部屋番号がわかるよう記載
配置図	建物と道路や隣地境界線との距離が確認できる寸法入り図面※建物から公道までの経路も表示※隣接する複数戸を届出する場合は、全体の配置図（敷地分割図等）も必要
返信用封筒	宛名を書き、切手を貼った A4の書類が入るもの※新築届1件あたり20グラム※「切手の目安」1～2件：120円、3～4件：140円。詳細はお問い合わせください

※同じ場所で建て替える場合も届出が必要です。主要な出入口の位置が変わった場合、住居表示も変更になる可能性があります。
※建築基準法に基づく建築確認申請とは別に届出が必要です。

【必要書類】
上表のとおり

【申請時期】
建物の上棟から完成までの間

建物の名称変更届

既存の建物の名称を変更した場合は、届出が必要です。届出をできる人は、建物の所有者または管理会社の方です。
なお、すでに居住している方の住民登録を新たな建物名称に変更する場合は、別途居住者が窓口で住民異動の申請を行う必要がありますので、名称変更届出後に必ず居住者に周知を行ってください。

【必要書類】
名称変更届（区ホームページから入手可）

郵送で届出可能
必要書類の不備に注意を

必要書類をご用意のうえ、左記まで郵送するか、窓口に届出してください。新築届の審査には、届出から1～2週間かかります。余裕を持った届出をお願いします。決定後、住居番号通知書とプレートを郵送します。

【問合せ・届出先】
〒135－8383 区役所区民課住民記録係（区役所2階3番）
☎(3647)3162
FAX(3647)9206

65歳以上の方へ 江東マスターズフィットネスクラブを利用して介護予防

利用者募集中

区では、介護予防に取り組むきっかけづくりとして、区内5か所のスポーツクラブ（以下「クラブ」）の中から希望施設を選んで、マシン等の設備利用の体験ができる「江東マスターズフィットネス」を実施しています。

クラブでは専門スタッフの指導が受けられ、ご自身のペースで運動に取り組むことができます。

【場】上表のとおり

【人】次のすべてを満たす方
○区内在住で65歳以上○要支援・要介護認定を受けていない○医師から運動を制限されていない○クラブの利用規約を遵守できる○現在クラブの会員ではない

【費】2,000円（初回利用日から1か月間、全4回）

【内】初回利用日にオリエンテーションを実施し、高齢者向けプログラムや設備利用（マシントレーニング、水中ウォーキング、エアロビクス、ヨガなど）についてご案内します

【申】申請書兼同意書（区ホームページまたは長寿サポートセンターで入手可）に必要事項を記入し、〒135－8383 江東区役所地域たは窓口へ

クラブ	営業時間
コナミスポーツクラブ東大島（大島7-38-30　ダイエー東大島店4階）☎3636-8701 ※12/1(火)から利用開始	[月・火・木・金]10:00～21:00 [土]10:00～19:00 [日・祝]10:00～18:00
スポーツクラブ　ルネサンス北砂（北砂2-16-1）☎5635-9880	[月～水・金]10:00～23:00 [土]10:00～21:00 [日・祝]10:00～20:00
スポーツクラブ＆スパ　ルネサンス亀戸（亀戸2-1-1　2階）☎5836-1301	[月～木]10:00～23:00 [土]10:00～21:00 [日・祝]10:00～20:00
スポーツクラブ　オッソ南砂店（南砂6-7-15　トピレックプラザ西館2階）☎5634-5505	[月～木]10:00～23:00 [土]10:00～21:00 [日・祝]10:00～20:00
ジェクサーフィットネス＆スパ亀戸（亀戸5-1-1　アトレ亀戸店6階）☎5836-8871	[月～金]10:00～23:00 [土]8:00～21:00 [日・祝]8:00～20:00

はじめての体操教室inスポーツセンター

参加者同士での自主活動をサポート　12月～3月参加者募集

いつまでも元気ではつらつとした生活を送るためには、運動だけでなく社会参加も大切です。「まずは負荷の弱い運動から始めたい」「身近な所で運動を継続できる仲間作りをしたいが、どうしたらよいか」という方におすすめです。教室内で修了後の継続活動に向けたグループ交流も行います。

【時】【場】下表のとおり

【人】65歳以上の運動習慣がない方で初めて利用する区民（教室の趣旨をご理解いただけた方で要支援・要介護認定者を除く）（申込順）

【費】無料

【申】11月16日（月）から電話で実施場所

【問】地域ケア推進課地域ケア係
☎(3647)4398
FAX(3647)3165

実施場所	実施日時※	定員
江東区スポーツ会館（北砂1-2-9）☎3649-1701	水曜 13:30～15:00	15人
深川スポーツセンター（越中島1-2-18）☎3820-5881	火曜 10:00～11:30	15人
亀戸スポーツセンター（亀戸8-22-1）☎5609-9571	木曜 10:45～12:15	15人
東砂スポーツセンター（東砂4-24-1）☎5606-3171	金曜 13:30～15:00	9人
深川北スポーツセンター（平野3-2-20）☎3820-8730	木曜 13:30～15:00	8人
江東区健康センター（東陽2-1-1）☎3647-5402	木曜 13:00～14:30	15人

※詳細は実施場所にご確認ください

クイズ形式で楽しく学ぶ「認知症」オンライン（Zoom）講演会

家族みんなで学べる！自宅や外出先でも受講可能！　12/3(木)

自宅や外出先などからパソコンやスマートフォンを使って「認知症」について家族みんなで学ぶことができます。学校や社帰りでも受講可能です。

関心がある方はもちろん、なお多い今だからこそ新しいことを学んでみませんか。

【時】12月3日（木）午後6時～7時半

【人】100人（申込順）

【費】無料

【師】柴田展人氏（順天堂東京江東高齢者医療センターメンタルクリニック教授）

【締】11月30日（月）※定員になりしだい終了

【申】11月16日（月）からメールにタイトル「12月3日講演会参加希望」、本文に参加者氏名を記載し、地域ケア推進課地域ケア係へ※区ホームページからも申込できます
☎(3647)4398
FAX(3647)3165
e ninchi-tan@city.koto.lg.jp

男女共同参画推進センター

育児と介護が同時に!? 今から備えるダブルケア講座　12/13(日)

子育てと介護の時期が重なる「ダブルケア」。同時に二つをこなす当事者の負担は計り知れません。

必要な支援やサービスを知ることが、不安や負担を軽減するヒントになります。大切なのは一人で抱え込まないことです。

その時は突然来ます。そうなる前に今から準備を始めましょう。

【時】12月13日（日）午後2時～4時

【場】男女共同参画推進センター3階第1・2研修室（扇橋3－22－2パルシティ江東内）

【人】ダブルケアが予想される方・ダブルケア当事者の方15人（申込順）

【費】無料

【師】室津瞳（NPO法人こどもの集い代表理事）

【保】幼児（1歳6か月～就学前）10人程度（無料・申込時要予約）※1歳6か月未満のお子さんは同伴で受講できます（若干名）

【申】11月15日（日）午前9時から男女共同参画推進センターに電話または窓口で※区ホームページからも申込できます
☎(5683)0341
FAX(5683)0340

『こどもお料理団』料理を科学しよう！

～知らなかった！塩の秘密～　12/12(土)

「野菜をゆでる時にどうして塩を入れるんだろう」「なぜトマトに塩を振るのかな」。塩はおいしい料理を作るのに大切な調味料です。味を決めるだけでなく、食材の甘さを引き出すなど、さまざまなところで大活躍しています。

家庭で何気なく使っている塩の味比べや実験などを通して、今まで知らなかった塩の役割に注目します。

料理を科学の観点から見直して楽しく料理を作りましょう。

【時】12月12日（土）午前10時～午後0時半

【場】男女共同参画推進センター3階調理実習室（扇橋3－22－2パルシティ江東内）

【人】小学4～6年生16人（抽選）

【費】500円

【師】NPO法人市民科学研究室

【締】11月24日（火）

【申】男女共同参画推進センターに電話または窓口で※区ホームページからも申込できます
☎(5683)0341
FAX(5683)0340

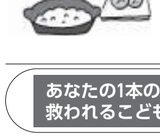

凡例
時 日時　場 場所　集 集合　人 対象・定員　費 費用　内 内容　師 講師　保 一時保育　締 締切日　申 申込　問 問合先　HP ホームページ　e Eメール